

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。

この法律が施行されるのは、2012(平成24)年7月9日です。
同時に、外国人登録法(※)は廃止になります。

※外国人登録法…在留外国人の居住や身分などを公正に管理することを目的として、日本に在留する外国人に対して、居住している市町村に身分事項や居住地などを届け出る外国人登録を行うことを定めた法律です。

外国人住民の方の利便性がこんなに向上します!

1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)が、発行可能になります。



2. 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。



外国人住民の住民基本台帳制度 Q&A



Q1

現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないと住民票は作成されないのですか。

A1

一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原票に基づき仮住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。仮住民票作成後、本人に通知しますので、内容を確認してください。

Q2

新しい制度では、引っ越しをした時には外国人も転出の届出が必要になるって本当ですか。

A2

新制度では、日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で当該転出証明書を添えて転入届をすることになります。



Q3

外国人の夫(妻)と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身(本人)となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫(妻)にすることは可能ですか。

A3

可能です。新制度では、外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。なお、その際、日本人の住民票の世帯主との続柄を「妻(夫)」に修正することになります。

★詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

外国人住民に係る住民基本台帳制度

検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701(直通)